

生産製造連携事業計画（案）の事前確認に係る手続について

平成21年3月31日付け20総食第1050号

農林水産省総合食料局長通知

第1 趣旨

国内の食料自給力・自給率の強化に向け、我が国の貴重な食料生産基盤である水田をフル活用し、米粉・飼料用米の本格生産を図るため、平成21年度より予算・金融・税制・法律上の支援措置を講じることとしている。

この中で、米粉・飼料用米に連携して取り組む者が支援措置を受ける取組として、米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（以下「法案」という。）の生産製造連携事業計画を共同で作成・提出し、農林水産大臣の認定を受けることとしている。

米粉・飼料用米に連携して取り組む者においては、現在、平成21年度からの米粉・飼料用米の取組の協議を行っていることから、事前に生産製造連携事業計画の準備が十全に行える環境を整備し、予算上の支援措置の申請手続及び法案が可決・成立し、公布・施行された場合の生産製造連携事業計画の申請手続が円滑に実施される必要がある。

このため、米粉・飼料用米に連携して取り組む者のうち、施設整備に関する予算上の措置や税制上の措置、法律上の措置等を必要とする場合は、現在検討中の生産製造連携事業計画の案（以下「生産製造連携事業計画（案）」という。）を共同で作成・提出の上、事前の確認を受けることができるものとし、その手続を本通知において定める。

第2 定義

- 1 新用途米穀とは、米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）又は飼料用の用途に用いられる米穀をいう。
- 2 新用途米穀加工品とは、新用途米穀を原材料とする米粉及び飼料をいう。
- 3 生産者とは、新用途米穀の生産者又は農業協同組合等をいう。
- 4 製造事業者とは、新用途米穀加工品の製造の事業を行う者をいう。
- 5 促進事業者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造又は販売を行う事業者
 - (2) 特定畜産物等（新用途米穀加工品である飼料の利用により生産された畜産物等をいう。以下同じ。）の生産又は販売を行う事業者
- 6 生産製造連携事業とは、新規用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程を連携して行う事業であって、各行程において改善の取組を行うことにより、事業全体の総合的な改善を図る事業（促進事業者が5の(1)又は(2)に係る改善の取組を行う場合にあっては、促進事業者が行う当該取組を含む。）をいう。

第3 取組主体

生産製造連携事業を行う生産者及び製造事業者（促進事業者が生産製造連携事業を行う場合にあっては、当該促進事業者も含む。以下「連携事業者」という。）とする。

第4 生産製造連携事業計画（案）の作成及び提出

1 第3の者は、生産製造連携事業計画（案）の事前確認を受けようとするときは、別紙様式第1号を作成し、以下の書類を添付の上、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）に提出するものとする。

- (1) 連携事業者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- (2) 連携事業者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 連携事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらが無い場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (4) 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 新用途米穀の取引に関する契約書の写し
- (6) 生産製造連携事業に促進事業者が含まれない場合には、製造事業者が新用途米穀加工品を販売する主たる販売先の概要、当該販売先の事業者が製造若しくは生産又は販売する新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の数量及び売上金額等に関する資料

2 生産製造連携事業計画（案）の提出方法については、以下のとおりとする。

(1) 提出者

連携事業者のうち、代表者がまとめて提出する。

(2) 提出方法

ア 連携事業者の主たる事務所が同一の都道府県に所在する場合にあっては、所在する都道府県の地方農政事務所等（地方農政局が所在する都道府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政事務所をいう。）を経由して、総合食料局長に提出する。

イ 連携事業者の主たる事務所が同一の地方農政局等管内の都道府県に所在する場合にあっては、所在する都道府県を管轄する地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）を経由して、総合食料局長に提出する。

ウ 連携事業者の主たる事務所が異なる地方農政局等管内の都道府県に所在する場合にあっては、当該事務所が所在する地方農政局等を経由して、総合食料局長に提出する。

第5 生産製造連携事業計画（案）の事前確認

- 1 総合食料局長は、第4の生産製造連携事業計画（案）の提出を受けた場合は、以下の観点から事前確認を行い、その結果を別紙様式第2号により生産製造連携事業計画（案）の提出者に通知する。
 - (1) 生産製造連携事業の目標が新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等（促進事業者が当該事業を行う場合にあっては、新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産又は販売を含む。以下同じ。）を拡大し、品質の良いものを競争力のある価格で供給するものとなっているか
 - (2) 生産製造連携事業が以下の内容となっているか
 - ア 契約等に基づく安定的な取引関係の確立を行うものであること
 - イ 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等について、施設の整備等による製造コストの低減や品質改善の措置等を講じるものであること
 - (3) 実施期間が生産製造連携事業を確実に実施するために十分な期間となっているか（原則5年以内であるが3年以上であることが望ましい）
 - (4) 新用途米穀の適正な流通の確保を図るための措置が講じられているか
 - ア 帳簿の備付けを行うこと
 - イ 契約書に違約金条項を明記すること
 - ウ 帳簿の備付け、契約書の締結等が行われていることについて地域水田農業推進協議会による確認を受けること
 - (5) 生産製造連携事業を確実に遂行するための措置が講じられているか
 - ア 生産製造連携事業を遂行するために必要な資金が過不足なく調達できていること
 - イ 生産製造連携事業を確実に遂行するための体制が確立されていること

別紙様式第1号

生産製造連携事業計画（案）に係る事前確認申請書

年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

申請者（生産者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名） 印

申請者（製造事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名） 印

申請者（促進事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名） 印

生産製造連携事業計画（案）の事前確認に係る手続について（平成21年3月31日付け20総合第1050号農林水産省総合食料局長通知）第4の1に基づき、別紙の計画について事前確認を受けたいので申請します。

（備考）

申請者には、生産製造連携事業を行うすべての生産者、製造事業者及び促進事業者を記載すること。ただし、農業協同組合等又は事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあっては、当該農業協同組合等又は事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。

1 事業名

2 生産製造連携事業に参加する者の概要

(1) 生産者の概要

	商号、名称又は氏名、住所、法人の場合はその代表者の氏名、主たる事務所の所在地、連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(2) 製造事業者の概要

	商号、名称又は氏名、住所、法人の場合はその代表者の氏名、主たる事務所の所在地、連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(3) 促進事業者の概要

	商号、名称又は氏名、住所、法人の場合はその代表者の氏名、主たる事務所の所在地、連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(4) 生産製造連携事業に関連する事業者がある場合は、その概要

	商号、名称又は氏名、住所、法人の場合はその代表者の氏名、主たる事務所の所在地、連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

3 生産製造連携事業の目標

(1) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等に関する目標

平成 年度までに以下の目標の達成を図る。

(単位：ha、t、千円)

		目標
新用途米穀の生産	生産面積	
	生産数量	
新用途米穀加工品の製造	製造数量	
	売上金額	
新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造・販売 (特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産・販売)	製造・販売数量	
	売上金額	

(2) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等の改善に関する目標

ア 製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産に関する目標

イ 新用途米穀加工品の製造の高度化に関する目標

ウ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造の高度化又は需要の開拓に関する目標（特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産の高度化又は需要の開拓に関する目標）

4 生産製造連携事業の内容及び実施期間

(1) 新用途米穀の安定的な取引関係の概要

安定的な取引関係の確立を図るための措置	措置の有無
複数年契約の締結	
作柄状況等により契約数量に変更が生じる場合の措置を付した契約の締結	
新製品又は新技術の共同開発	
相互出資等による取引関係の強化	
その他()	

(2) 製造事業者の需要に適切に対応した新用途米穀の生産を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年産別の新用途米穀の生産計画

(単位：ha、t)

地域	1年後(年度)		2年後(年度)		3年後(年度)		4年後(年度)		5年後(年度)	
	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量
合計										

なお、(別紙1)として、新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧を添付すること。

ウ 新用途米穀の集出荷計画

集出荷場所

名称	所在地

集出荷数量

(単位：t)

	1年後(年度)	2年後(年度)	3年後(年度)	4年後(年度)	5年後(年度)
集出荷数量					

(3) 新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品の製造計画

(単位：t、千円)

	1年後(年度)	2年後(年度)	3年後(年度)	4年後(年度)	5年後(年度)
製造数量					
売上金額					

- (4) 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造の高度化又は需要の開拓を図るための措置(特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置)

ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造計画

(単位：t、千円)

	1年後(年度)	2年後(年度)	3年後(年度)	4年後(年度)	5年後(年度)
製造数量					
売上金額					

ウ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品の販売計画

(単位：t、千円)

	1年後(年度)	2年後(年度)	3年後(年度)	4年後(年度)	5年後(年度)
販売数量					
売上金額					

- (5) 農業改良措置の特例措置
(別紙2)

- 5 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模
(別紙3)

- 6 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項

- 7 飼料製造を行う事業場等の概要(生産製造連携事業に飼料の製造に関する措置が含まれる場合)
(別紙4)

- 8 米穀の出荷又は販売の事業の概要(生産者が米穀の出荷又は販売を行う場合)
(別紙5)

9 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(別紙6)

10 その他生産製造連携事業の実施に関する重要事項

(備考)

その他、以下の書類を添付すること。

- 1 計画の申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 2 計画の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
- 3 計画の申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)
- 4 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面
- 5 新用途米穀の取引に関する契約書の写し
- 6 生産製造連携事業に促進事業者が含まれず、4の(4)の記載をしない場合は、製造事業者が新用途米穀加工品を販売する主たる販売先の概要、当該販売先の事業者が製造若しくは生産又は販売する新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の数量及び売上金額等に関する資料

(別紙1)

新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧

(単位：a、kg)

地域	生産者氏名	水田の地番	作付品種	面積	生産量
	計				
	計				
	計				

(注) 毎年作付けの応じて変更し、提出すること。

(別紙 2)

農業改良措置の特例措置

(製造事業者又は促進事業者が農業改良資金を借りる場合)

1. 支援を行う事業者の名称
2. 支援される生産者の名称
3. 支援される生産者の生産の現況
4. 支援の概要
5. 支援による生産者の経営改善の概要
6. 農業改良資金により導入する施設等
7. 購入予定価格
8. 購入予定時期

(生産者又は促進事業者(特定畜産物等の生産を行う者に限る)が農業改良資金を借りる場合)

1. 特例を受ける者の名称
2. 特例を受ける者の生産の現況
3. 農業改良資金の用途
4. 農業改良措置の概要
5. 生産製造連携事業と農業改良資金の関係
6. 購入予定価格
7. 購入予定時期

(別紙 3)

生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模

(単位 : 千円)

所有者	施設の名称	規模・能力等 (単位)	施設の所在地	全体事業費	
				年度	年度

(注) 新たに整備する施設については、 事業費等の欄を記入するとともに、 施設の規模及び構造を明らかにした図面 (新たに整備する設備の明細を記載した製造工程図を含む) を添付すること。

(別紙4)

飼料製造を行う事業場等の概要

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 4 製造又は販売する飼料の種類
- 5 飼料の製造の開始年月日
- 6 飼料の製造に用いられる新用途米穀以外の原材料の種類
- 7 飼料を製造する施設の概要

(注) 飼料とは、生産製造連携事業による新用途米穀を原料とする飼料をいう。

(別紙5)

生産者が行う米穀の出荷又は販売の事業の概要

- 1 事業の実施者の概要

- 2 主たる事務所の所在地

- 3 事業開始予定時期

- 4 届出時点での年間の出荷又は販売予定数量

(注1) 事業については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第27条第1項に規定する数量以上を取扱う事業をいう。

(注2) 1については、実施者の商号、名称又は氏名(法人にあつては、代表者の氏名も記載)、住所、電話番号を記載すること。

(注3) 2については、住所(法人にあつては、本社業務を行っている住所を記載)、電話番号を記載すること。

(注4) 4の出荷又は販売予定数量については、「精米 = 玄米 × 0.91」で換算すること。

(別紙6)

生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	実施者	使途項目	調達先							
			補助金・ 委託費等	政府系金 融機関	民間金融 機関	株式、社 債等	自己資金	その他	合計	備考
合計										

(注1) 認定を受けようとする生産者、製造事業者、促進事業者ごとに作成すること。

(注2) 補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

(注3) 農業改良資金を利用する場合には、「その他」の欄に記載すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

殿

農林水産省総合食料局長

印

生産製造連携事業計画（案）事前確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、生産製造連携事業計画（案）につき、生産製造連携事業計画（案）の事前確認に係る手続について（平成21年3月31日付け20総合第1050号農林水産省総合食料局長通知）第5の1に基づき事前の確認をしたので、適切な取組をお願いします。

【添付書類】

生産製造連携事業計画（案）の写し